

京都市エコイベント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市における地球温暖化対策及びごみ減量・再資源化の取組を推進し、低炭素社会及び循環型社会の構築を図るため、京都市内で開催されるイベントにおいて、主催者及び参加者が協力して環境への負荷を軽減するとともに、広く環境保全意識の普及啓発に資する環境に配慮した取組の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し（展示会、講演会、シンポジウム等）、行事等をいう。
- (2) 京都市認定エコイベント 京都市内で開催されるイベントで特に環境に配慮した取組を実施するものをいう。
- (3) 環境配慮 環境への負荷の低減又は環境改善に資する手法の取組等をいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象とするイベントは、京都市内で開催されるものとする。

(環境配慮の要件)

第4条 イベントの主催者は、当該イベントにおいて、次の各号に掲げる事項について、適切に環境配慮に取り組むものとする。

- (1) ごみの発生抑制・リサイクルの推進
- (2) 省エネルギー・省資源の推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 交通手段における環境への配慮
- (5) 参加者の環境意識の醸成

(京都市認定エコイベントの登録申請)

第5条 対象となるイベントのうち、京都市認定エコイベントへの登録を希望するイベントの主催者（以下「エコイベント主催者」という。）は、京都市認定エコイベント登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、当該イベント開催の1週間前までに市長に提出するものとする。

- 2 京都市の主催若しくは共催するイベント又は京都市が構成員となっている実行委員会が開催するイベントのうち、その実施に京都市が主体的に関わるイベントについては、前項の規定による申請を行わなければならない。
- 3 京都市が後援等を行うイベントについて、主催者は第1項の規定による申請を行うよう努めなければならない。
- 4 エコイベント主催者は、第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該申請をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行うことができる。

(登録要件)

第6条 エコイベント主催者は、第4条に規定する各号について、申請書の取組チェックシートに掲げる取組項目が一つ以上ある場合、京都市認定エコイベントの登録を行うことができる。

(イベントの実施)

第7条 エコイベント主催者は、申請書に記載した手法により、イベントを実施するとともに、環境配慮の成果について記録をするものとする。

(実施報告書の提出)

第8条 エコイベント主催者は、当該イベントの実施後1月以内に京都市認定エコイベント実施報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(申請書及び報告書)

第9条 第5条及び第8条に規定する申請書及び報告書の提出は、イベントの開催ごとに行うものとする。

(京都市認定エコイベントに対する支援)

第10条 市長は、第5条に規定する登録申請があったときは、エコイベント主催者に対し必要な助言を行うとともに、別に定めるところにより、環境への負荷の低減に資する取組に支援することができる。

2 市長は、環境に配慮した取組に関し、顕著な成果を収めたもの及び功績があったものを表彰することができる。

(実施マニュアル)

第11条 環境政策局長は、京都市内で開催されるイベントのエコ化を促進するため、別途実施マニュアルを作成し、必要に応じて改訂を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年10月16日から施行する。

2 京都市の主催及び共催するイベント以外のイベントについては、平成23年4月1日以降にこの要綱の規定を適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。